

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	八尾市 市税の収納に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、市税の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和3年12月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム(=庁内連携システム)
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 各業務システムからのデータ受取・配分機能 ・情報移転元システムで作成した他業務システム用データをあらかじめデータごとに設定してある情報移転先に従い移転先システムの専用エリアに書き込む機能。 2 宛名情報の連携機能 ・既存住基システムから宛名異動データを取得し、各業務システム側からの要求に応じ要求元システムに渡す機能。 ※宛名異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で宛名異動データを渡す。 3 セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 4 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (庁内の業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。 9 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 納税課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	納税義務者に対し、公平・公正な徴収事務等を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号: 納税義務者を正確に特定するため ○その他識別情報(内部番号): 納税義務者を正確に特定するため ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等): 本人等に滞納状況及び送付先の確認等を行うため ○地方税関係情報: 徴収要件の確認を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	財政部 納税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局、国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	財政部 納税課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	収納等に関する事務 ・市税の消し込み、収納等の収納管理を行う。 ・督促状等の送付、滞納整理処理等の滞納整理を行う。 ・市税の還付、充当処理等の還付充当を行う。 ・納税証明書等を発行する。								
情報の突合	納税義務者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他団体、庁内他部署等から入手した納税者関係情報の突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1.課税根拠年度、2.開始事業年度、3.調定発生年度、4.通知書番号、5.還付年度、6.還付番号、7.還付通知日、8.支出決定日、9.還付請求日、10.還付支払日、11.還付時効日、12.還付照合日、13.還付再発行日、14.状態区分、15.支出区分、16.誤納区分、17.過納区分、18.更正理由、19.連携税目コード、20.発行回数、21.賦課決定通知日、22.還付額合計、23.充当額合計、24.還付加算金計、25.住民コード、26.税目種別、27.現金振込区分、28.振込銀行名称、29.振込支店名称、30.振込銀行コード、31.振込支店コード、32.振込口座種別、33.振込口座番号、34.振込先名義人カナ、35.振込先名義人漢字、36.送付先個人住民コード、37.送付先個人氏名カナ、38.送付先個人氏名、39.送付先個人税目種別、40.送付先個人郵便番号1、41.送付先個人郵便番号2、42.送付先個人住所、43.汎用項目、44.初回登録還付年度、45.初回登録支出区分、46.更新担当者コード、47.マスタ新規作成日、48.マスタ更正日、49.還付連番、50.税目コード、51.課税根拠年度、52.開始事業年度、53.調定発生年度、54.通知書番号、55.更正年度、56.更正日、57.期別、58.枝番、59.終了事業年度、60.税額1、61.税額2、62.納付額1、63.納付額2、64.既還付額1、65.既還付額2、66.還付額1、67.還付額2、68.督促手数料納付額、69.既還付督促手数料、70.督促手数料還付額、71.延滞金調定額、72.延滞金納付額、73.既還付延滞金、74.延滞金還付額、75.退職所得税額、76.退職所得納付額、77.既還付退職所得額、78.退職所得還付額、79.賦課加算金調定額、80.賦課加算金納付額、81.既還付賦課加算金、82.賦課加算金還付額、83.賦課加算金区分、84.収納日、85.領収日、86.会計年度、87.還付加算金、88.還付加算日数、89.還付加算金起算日、90.還付加算金終了日、91.過誤納区分、92.納付額年度、93.納付額期別、94.納付額枝番、95.汎用項目、96.マスタ新規作成日、97.税目コード、98.課税根拠年度、99.開始事業年度、100.調定発生年度、101.通知書番号、102.更正年度、103.更正日、104.旧自治体コード、105.連携税目コード、106.賦課決定通知日、107.更正理由コード、108.課税者住民コード、109.課税者税目種別、110.代相人住民コード、111.代相人税目種別、112.納管人住民コード、113.納管人税目種別、114.義務者住民コード、115.税目種別、116.統合者住民コード、117.統合者税目種別、118.連動コード、119.開始日、120.終了日、121.車種コード、122.標識番号1、123.標識番号2、124.標識番号3、125.最新表示、126.更新担当者コード、127.マスタ新規作成日、128.マスタ更新日、129.税目コード、130.課税根拠年度、131.開始事業年度、132.調定発生年度、133.通知書番号、134.更正年度、135.更正日、136.期別、137.枝番、138.納期限、139.法定納期限、140.調定年月、141.終了事業年度、142.申告日、143.税額1、144.税額2、145.納付額1、146.納付額2、147.還付額1、148.還付額2、149.退職所得税額、150.退職所得納付額、151.退職所得還付額、152.延滞金調定区分、153.延滞金調定額、154.延滞金納付額、155.延滞金還付額、156.督促手数料調定額、157.督促手数料納付額、158.督促手数料還付額、159.賦課加算金区分、160.賦課加算金調定額、161.賦課加算金納付額、162.賦課加算金還付額、163.収納日、164.領収日、165.完納表示、166.最新表示、167.減免区分、168.連携期別、169.時効予定日、170.時効予定事由、171.欠損日、172.欠損事由、173.引継日、174.引継事由、175.事象_分納誓約、176.事象_納付受託、177.事象_差押、178.事象_参加差押、179.事象_二重差押、180.事象_交付要求、181.事象_執行停止、182.事象_徴収猶予、183.事象_繰上徴収、184.事象_確定延滞金減免、185.事象_計算延滞金減免、186.事象_時効予定、187.事象_督促告停止、188.事象_換価猶予、189.事象_納期特例、190.事象_証明停止、191.事象_引継ぎ、192.仮消込表示、193.納付書更新区分、194.更新担当者コード、195.マスタ新規作成日、196.マスタ更新日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税収納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手については、本人の個人番号カードまたは通知カード、身分証明書の提示により、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・他団体等からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて八尾市の課税対象者と合致するかを確認する。 ・納税義務者からの届出・申請等の情報の入手にあたっては、必要な情報のみを記載する様式とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制限を行っている。 ・税収納システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、事務実施者ごとに特定個人情報の参照権限を割り当てる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	端末の立ち上げ時には生体認証による管理を行い、システムを利用する必要がある職員のユーザーIDに操作権限を割り当て、ユーザーIDとともにパスワードによる認証を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護 ・業務従事者名簿の事前提出 ・再委託の制限(再委託する場合は事前承認が必要) ・目的外利用の禁止 ・知り得た秘密の遺漏の禁止 ・情報の目的外使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写・複製の禁止 ・必要に応じ、業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法で認められている特定個人情報についての「提供・移転」を行う。個人情報保護条例の規定に基づき情報の提供・移転を行う前に、利用の承認を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・個人情報保護に関する研修を実施している。 ・情報セキュリティに関する研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel. 072-924-9861(直通)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八尾市財政部納税課 〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 Tel. 072-924-3824(直通)
②対応方法	問い合わせ受付の際、対応内容について、記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月22日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和2年7月(予定)
②方法	八尾市個人情報保護審議会で点検を受ける。
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	I 基本情報 6. 評価機関における担当部署 ②所属長の役職名	上野山 喜之	課長	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	
令和2年7月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号第20条	事後	
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策 ユーザー認証管理	スマートカードによるパスワード管理	生体認証による管理	事後	
令和2年7月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年4月1日	令和2年5月22日	事後	
令和3年7月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和3年12月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条	・番号法第19条第8号 別表第二の27の項 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条	事後	
令和3年12月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	